

F-SUN ツーリストジャパン 手配旅行 旅行条件書

この書面は旅行業法第 12 条の 4 に定める『取引条件説明書面』及び同法第 12 条の 5 に定める『契約書面』の一部となります。ご契約の際には、必ずご一読の上同意いただきますようお願いいたします。

1. 手配旅行契約

(1) この旅行は、株式会社 F-SUN ツーリストジャパン（東京都品川区東五反田 4-10-9 東京都知事登録旅行業第 3-6405 号 以下当社という）が手配する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と手配旅行契約（以下、「旅行契約」といいます）を締結することになります。

(2) 「旅行契約」とは、当社がお客様の依頼により、お客様の為に代理、媒介、取次をすることなどにより、お客様が運送・宿泊機関が提供する運送・宿泊その他旅行に関する旅行サービス（以下「サービス」といいます。）の予約手配・変更・取消し等を受けられるように手配することを引き受けます。その際、当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、手配旅行契約に基づく当社の債務は終了します。したがって、満員、休業、条件不相当等の事由により、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合であっても、当社がその義務を果たしたときは、お客様は、当社に対し、当社所定の旅行業務取扱料金（以下「取扱料金」といいます。）を支払わなければなりません。

(3) 当社は旅行の手配にあたり、運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の費用（以下「旅行費用」といいます。）のほか、取扱料金を申し受けます。旅行契約の条件は、本旅行条件書、及び当社旅行業約款手配旅行契約の部（以下「当社約款」といいます。）によります。

(4) 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、手配の全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の旅行者、手配を業として行う者その他の補助者に代行させることがあります。

2. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

(1) 当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入の上、旅行代金（旅行費用及び取扱料金をいいます。）をお申し込みの翌日から起算して 7 日目に当たる日までにお支払い下さい。

(2) 当社は、当社の業務上の都合があるとき手配旅行契約の締結に応じないことがあります。

(3) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、旅行代金を受領したときに成立します。

(4) 上記 (3) にかかわらず、次の場合は旅行代金の支払を受けることなく契約が成立します。

①旅行代金の支払を受けることなく、契約を締結する旨の書面を交付した場合。（契約は書面をお渡しした時点で成立します。但し、郵送の場合は、発送した時点、ファクシミリ及び電子メールの場合はお客様に到達した時点で契約成立となります。）

②旅行出発日までに旅行代金と引き換えに旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面をお渡しする場合。（当社が契約の締結を承諾した時点で契約成立となります。）

3. お申し込み条件

高齢の方、慢性疾患のある方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、障害のある方などのお客様のお申出に基づき、当社がお客様の為に講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。

4. 契約書面のお渡し

(1) 当社は、旅行契約後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）をお渡し致します。ただし、当社が手配するすべての旅行サービスについて乗車券類、宿泊券その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面をお渡しするときは、当該書面をお渡ししないことがあります。

(2) 前項本文の契約書面を交付した場合において、当社が手配旅行契約により手配する業務を負う旅行サービスの範囲は、当該契約書面の記載するところによります。

5. 旅行代金のお支払いと額の変更

(1) 旅行代金は契約書面に記載した日迄にお支払い下さい。但しお申込時に旅行代金をお支払いになった場合を除きます。

(2) 当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の 変動が生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。

(3) 当社は、実際に要した旅行代金と収受した旅行代金が合致しない場合は、旅行終了後速やかに旅行代金を精算します。

6. 渡航手続き

(1) 旅行に必要な旅券、査証（ビザ）、再入国許可および各種証明書（以下「渡航書類」といいます。）ならびに予防接種証明書の取得については、お客様ご自身で行っていただきます。

(2) 日本国の旅券をお持ちのお客様の場合は、旅行に必要なとされる旅券の残存期間および査証の必要なその国名については「契約書面」に記載しています。これらは当該「契約書面」作成時点の公的機関の情報に基づき記載しています。お申込時点の最新情報については当社にご

確認を下さい。また日本国以外の旅券をお持ちのお客様は、訪問国の在日大使館または在日領事館に査証の要否・旅券の必要残存有効期間をご確認のうえ、ご自身の責任において、入国に必要な査証、旅券をご用意下さい。ただし、当社は、別途「渡航手続代行契約」により、所定の料金を申し受け、渡航手続の一部代行を行います。

この場合、当社はお客様ご自身に起因する事由により旅券・査証等の取得ができなくてもその責任を負いません。

7. 旅行契約内容の変更

お客様から契約内容の変更のお申出があったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合当社は旅行代金を変更することがあり、次の料金を申し受けます。また、当該手配旅行契約の内容の変更により生じる旅行代金の増加又は減少はお客様に帰属します。

- ①既に完了した手配を取り消す際に運送・宿泊機関等に支払うべき取消料、違約料その他の手配の変更に要する費用
- ②当社所定の変更手続料金

8. 旅行契約の解除

(1) お客様は次の料金をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部または一部を解除することができます。契約解除のお申出は、当社の営業時間内にお受けします。

- ①お客様が既に提供を受けた旅行サービスの対価、又ははまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払う費用
- ②当社所定の取消手続料金
- ③当社が得るはずであった取扱料金

(2) お客様が第5項に規定する期日までに旅行代金を支払わないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときはお客様に次の料金をお支払い頂きます。但し、お申込時に旅行代金をお支払いになった場合を除きます。

- ①お客様がいまだ提供を受けていないサービスに係る取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用
- ②当社所定の取消手続料金
- ③当社が得るはずであった取扱料金

(3) 当社の責に帰すべき理由により旅行サービスの手配が不可能になった時は、お客様は旅行契約を解除することができます。このときは、当社はおお客様が既に提供を受けた旅行サービスの対価として、運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を除いて、既に收受した旅行代金を払い戻します。

(4) 前項の規定は、お客様の当社に対する損害賠償の請求を妨げるものではありません。

9. 団体・グループ手配

同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者（以下「構成員」といいます。）がその責任ある代表者を定めて申込んだ旅行契約については、以下により取り扱います。

- (1) 当社は、お客様が定めた代表者（以下「契約責任者」といいます。）が構成員の旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、当該契約責任者との間で行います。
- (2) 当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、または将来負うことが予想される債務または義務について何ら責任を負うものではありません。
- (3) 契約責任者は、契約締結後当社が定める日までに構成員の名簿を提出して頂きます。
- (4) 契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後は、予め契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- (5) 当社は、契約責任者から構成員の変更の申出があった場合は可能な限りこれに応じます。構成員の変更によって生じる旅行費用の増減は構成者に帰属するものとします。
- (6) 旅行の運営はお客様ご自身で行って頂きますが、当社は、契約責任者の求めにより所定に添乗サービス料金を申し受け、たうえで、添乗サービスを提供致します。添乗員のサービス内容は、原則としてあらかじめ定められた旅行日程上、団体・グループ行動を行うために必要な業務と致します。添乗員は契約責任者の指示を受け当該業務を行います。また、添乗員の業務時間帯は、原則 08 時から 20 時までとします。

10. 当社の責任

(1) 当社は旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者（以下「手配代行者」といいます。）の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償致します。ただし損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限り、賠償致します。

(2) お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により被害を被ったときは、当社は前項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負いません。

(3) 手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)の規定にかかわらず損害発生の日から起算して21日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、賠償致します。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額はお1人あたり最高15万円まで（当社に故意、又は重大な過失がある場合を除きます。）と致します。

1 1. お客様の責任

(1) お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、または当社の約款の規定を守らないことにより当社が損害を被ったときは、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。

(2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載されたお客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。

(3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供機関にその旨を申し出なければなりません。

1 2. 海外危険情報について

渡航先（国又は地域）によっては、「外務省海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。

お申込の際に海外危険情報に関する書面をお渡し致します。また、「外務省海外安全ホームページ：<http://www.pubanzen.mofa.go.jp/>」でもご確認下さい。

1 3. 保険衛生について

渡航先の衛生状況については、「厚生労働省検疫感染症情報ホームページ：<http://www.forth.go.jp/>」でご確認下さい。

1 4. 海外旅行保険への加入について

ご旅行中、病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の海外旅行保険に加入されることをお勧め致します。海外旅行保険については、お申込時に当社にお問い合わせ下さい。

1 5. 個人情報の取扱い

(1) 当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡の為に利用させて頂くほか、お客様がお申込み頂いた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させて頂きます。その他、当社は、①当社の商品やサービス、キャンペーンのご案内②旅行参加後のご意見や感想の提供のお願い③アンケートのお願い④統計資料の作成、にお客様の個人情報を利用させて頂くことがあります。

(2) 当社は、旅行先でのお客様のお買い物等の便宜の為、当社の保有するお客様の個人データを土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空便名等に係る個人データを、予め電子的方法等で送付することによって提供致します。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、当社に出発前にお申出下さい。

1 6. その他

(1) お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用はお客様にご負担頂きます。

(2) お客様のご便宜をはかるために土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入して頂きます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いは致しかねます。免税払戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてご用意頂き、その手続きは、土産店・空港等でご確認の上、お客様ご自身で行って下さい。ワシントン条約や国内諸法令により日本への持込が禁止されている品物がございますので、ご購入には充分ご注意下さい。

(3) 当社はいかなる場合も旅行の再実施は致しません。